

第11回大阪市路上喫煙対策委員会会議録

1 日 時 平成20年5月26日(月)午後4時～午後5時15分

2 場 所 市役所 5階 大応接室

3 出席者

○ 委 員 等 (敬称略)

委員長 鬼迫 明夫 (弁護士「なにわ共同法律事務所」)

委員長代理 松本 和彦 (大阪大学大学院高等司法研究科 教授(憲法・環境法))

委 員 坂口 勝治 (大阪南部たばこ商業共同組合 理事長)

〃 西岡 義治 (大阪市PTA協議会 会長)

〃 西田 賢治 (大阪商工会議所 常務理事 事務局長)

〃 花嶋 温子 (大阪産業大学人間環境学部都市環境学科 講師)

○ 大 阪 市

環境局 事業部業務企画担当課長

4 会議録

(事務局：環境局事業部路上喫煙対策担当課長代理)

ただいまから第11回大阪市路上喫煙対策委員会を開催させていただきます。

本日は、お忙しい中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。私は、本日の司会を務めさせていただきます、大阪市環境局路上喫煙対策担当課長代理の秋元でございます。どうぞよろしく願いいたします。

まず、本日の出席状況のご報告でございますが、現在のところ、ご欠席の連絡をいただいておりますのは、森田委員でございます。本委員会は、大阪市路上喫煙対策委員会規則第3条第2項に基づきまして、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができませんが、本日は委員7名のうち6名がご出席いただいておりますので、本委員会が有効に成立していることをご報告申し上げます。

また、本日の議案についてお話をおうかがいするため、心斎橋筋商店街振興組合から平松事務局

長をお招きしておりますので、ご紹介させていただきます。

(心齋橋筋商店街振興組合事務局長の紹介)

本日の傍聴者は1名でございます。また、報道関係者も取材に入っておりますことを、合わせてご報告いたします。

お手元にお配りしております資料のご確認をお願いしたいと思います。

(配付資料確認)

(事務局：環境局事業部路上喫煙対策担当課長代理)

事務局からは以上でございます。それでは、議題に入らせていただきます。鬼追委員長、よろしくお願いたします。

(鬼追委員長)

皆様のご協力を得ながら議事を進めていきたいと存じますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

本日は、産経新聞さん、日経新聞さん、世界日報さんがお見えでございます。今報告が入りましたが、朝日新聞さん、共同通信さん、読売新聞さんもお見えでございますので、ご報告申し上げます。特に撮影のご希望はございませんか。

議事に入らせていただきます前に、今年の2月、3月にかけて「重点啓発推進地区」という仮称のもとに、実験的取り組みとして「たばこのマナー向上エリア 心齋橋筋商店街」の取り組みをしていただきました心齋橋筋商店街振興組合様におこしいただきましたので、取り組みの結果、あるいはご経験などについてお話をおうかがいした上で議論を進めてまいりたいと思いますが、よろしゅうございましょうか。

それでは、平松様、よろしくお願い申し上げます。本日はどうもご苦労さまです。

(心齋橋筋商店街振興組合事務局長)

心齋橋筋商店街振興組合の事務局長をしております平松です。よろしくお願い致します。

心齋橋の商店街がマナー向上に行政さんと一緒に取り組むことになった経緯ですが、心齋橋の商店街は、5、6年前からクリーンキャンペーンということで、まちの美化、環境浄化についての取り組みは続けていたんですけど、去年、御堂筋のほうが禁止地区になった。心齋橋の商店街は、それよりも人の来街数が多いのに、なぜ禁止地区にならないのかというご意見なりお客さんの思いが結構ありましたので、まず我々がまちをきれいにしていこう、については今までやっていたうちだけの取り組みじゃなくて、できれば行政さんと一緒になってまちをきれいにしていこう、たばこのポイ捨てのないまちにしていこうと。1日5万人以上の来街者のある商店街ですので、特に道が汚れるだけじゃなくて、子どもさんなんかも結構多いので、たばこでやけどをしたりといったことが起こったら困りますので、そういう意味でたばこのマナーを向上させていこう、については行政さんと一緒に取り組んでいこうという取り組みをスタートしていった。

それについては、去年から濱課長なり秋元さんと一緒に、現状の取り組みについての問題点、課題、そして今後、啓発地域についての取り組みをやる時に、何をしていたらお客さんに理解していただけるのかを考えました。もちろん商店街の各店舗の皆さんに意識を持っていただく。我々のまちだから我々が中心になってまちをきれいにしていこう。それを来街者の方にちゃんと提案させていただく。来街者の方も、それについて理解をしていただく。そういう取り組みをしていかないと掛け声だけに終わってしまうのではないかということで、少なくとも3回ぐらい一緒にキャンペーンをさせていただきました。

2月18日、3月22日は、今まで商店街がやってきたクリーンキャンペーン。5時から、パルコさんの前から宗右衛門町まで行くワンウエーのクリーンキャンペーンなんですけれども、それにも参画していただいて、その時にティッシュを配ったり、あるいはマスコットに来ていただいたり、環境局の方にチラシ等を一緒に配っていただいた。そして、まちに来られたお客さんにそういう案内をさせていただいた。3月6日には拡大キャンペーンという形で、地元のロータリークラブさん、ライオンズクラブさん、地域の女性団体協議会の方にも入っていただいて、少し大がかりなキャンペーンをさせていただきました。この時も同じようにチラシ、ティッシュを配って、まち行く人たちに心齋橋のまちを一緒にきれいにしていましようという呼びかけをやらせていただきました。

現在ももちろんクリーンキャンペーンは続けていますし、まちの人間は、少なくとも週に1回こういうイベントがある、こういう取り組みをみんながやっていることが当たり前になってきていますので、さらにこの取り組みを強化拡大していくためには、やはりうちだけじゃなくて、もっと広く、ミナミのほかの商店街にも拡大させていただいて、みんなでまちをきれいにしていこう、たば

このマナーの向上を進めていこうという取り組みが必要じゃないかと感じております。

私が言うのもなんですけれども、大阪の人はマナーが悪いというのか、「あそこもやってるからええやん」とか、あるいは「みんながやってるからええやん」とか、それが許される風土があるんじゃないかなど。商店街は、まずお客さんありき。お客さんに喜んでいただく環境をつくっていこうと思ったら、我々がお客さんの気持ちを察して、まちをきれいにしていく。それをまず自分たちがやっていかないといかんのではないかなど感じております。そういう取り組みを拡大することによって、「あ、大阪のまちはきれいになってきたな」とか、「大阪の人はみんな優しいし、丁寧やし、マナーも随分よくなってきたな」という形になってくれたらなと思っております。

そういう意味で、この取り組みがもう少し拡大することと、こういう取り組みをもっと我慢強く続けていかないとなかなか成果は出ないと思いますので、これからも頑張っていきたいなと思っております。以上です。

(鬼追委員長)

どうもありがとうございました。

それでは、事務当局の立場で何か補足説明がありましたら、お願いいたします。

(事業部業務企画担当課長)

特にございませんけれども、私ども、心齋橋筋商店街の平松事務局長様はじめ、ご一緒にやらせていただいて、最後におっしゃいましたように、やはり我慢強く続けていくということだと思えます。クリーンキャンペーン、あるいはちょっと違いますが、キャッチセールスの防止とかの取り組みを商店街の中でやってこられましたので、私どもと一緒に歩きたばこの問題をやる時にも、広くマナーの問題等に取り組んできたという商店街の素地がございますので、商店街の人々の温度が一定程度マナーについて上がっている。そのほかのエリアでもご一緒させていただくお話をさせていただいたのですけれども、ゼロから当該地域の方々の意識をまとめることになり、たばこの問題以外についても一定の意識を皆さんが持たれていることは非常に重要なポイントなんだなあと思えます。さらにこれを継続していくことによりまして、また皆さんの意識が上がっていったら、外に対する発信も強くなっていくんだなあということをちょっと感じました。

(鬼追委員長)

心齋橋筋商店街さんは、この問題についてまことに先進的な商店街だと思いますので、今後ともほかの地域の目標になるように頑張ってくださいと思います。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

今お話をいただきました件につきまして、委員の皆様方から、ご質問、ご意見等がございましたら、ご発言願ひしたいと思います。

(松本委員長代理)

お話、どうもありがとうございました。大変参考になりました。

心齋橋筋商店街さんにつきましては、前回もお話しいただきまして、非常に真摯な取り組みをしていただいているということで、私たちも大変勉強させていただいているところであります。とりわけこの「たばこマナー向上エリア」という新しい制度にとっては、最初の実験事例ということでもありまして、今回の取り組みが、できれば成功事例の経験として蓄積されることを心より願っているわけでございます。

そういう点から3つお聞きしたいことがあるんですけども、1つは、今回の取り組みがスタートしてからそれほど長い時間はたっていないとはいえ、これまでのクリーンキャンペーンの運動から考えても、大分経験としては積み上がってきたものがあると思いますので、過去から現在までの流れの中でマナーが具体的に向上していったと実感できる部分があれば、ぜひ教えていただきたいと思ひます。先ほど申し上げたように、これを成功事例の経験として私たちは受けとめたいと思ひますので、ほかのエリアにも参考になるんじゃないかと思われるものがあれば、お教えいただきたいというのが1つ目です。

もう1つは、その逆でありまして、問題点とか、これからの課題ではないかと思われることがあるならば、成功事例ではないかもしれないけれども、他のエリアにとっての教訓になることは間違ひありませんので、それも具体的に教えていただければと思ひます。

3つ目は、喫煙場所についてどういうふうにされているのかという点について、お教えいただきたいと思ひます。路上喫煙禁止地区でも喫煙箇所を2カ所設けておりまして、禁止地区ですけれども、喫煙者に対する配慮も考えて喫煙場所を設けておりますが、心齋橋筋ではどういうふうにされているのかを教えていただければと思ひます。以上です。

(心齋橋筋商店街振興組合事務局長)

マナーの向上が実感できる、要は成果として出てきているんじゃないかなと感じている部分は、各店舗の方が、たばこのマナー等について、今までよりは意識が上がってきた。「すみません。この商店街ではくわえたばこは禁止になっているんです」ということを普通に言えるようになってきているのが、たぶん成果じゃないかなあと。

もう1つは、2時間おきに商店街を警備員の方に巡回していただいているんですけども、その時にくわえたばこをしている人を見つけたら、確実に「すみません。この商店街はくわえたばこ禁止の地域になってるんです」ということを言っていただけるようになってきている。こういった部分が、たぶん実感できる成果じゃないかなと。もちろん来街者の方がまず吸わないのが一番いいことなんですけれども、吸っている人に対して注意が促せる。そういう環境が少しずつ整ってきているのが成果ではないかなと感じます。

2点目の問題点は、3番目の喫煙場所がないということと連動しています。心齋橋の商店街は、1日5万人の来街者がある。道幅が6mしかない商店街にそれだけの方が来られる。各店舗も自分のところの営業面積とか販売規模がありますので、パブリックスペースというのがほとんどない。パブリックスペースのないところで喫煙者に対してどんな対応ができるのか。これが一番大きな問題、課題であると感じています。

喫茶店に行っていたら、もちろん喫煙フロアと禁煙フロアと分けてあるから、「あそこだったら大丈夫ですよ」と言うのは簡単なんですけれども、それではあまりにも喫煙される方の立場に立った対応ではないんじゃないか。今後、百貨店の中の喫煙できる場所、あるいは筋々で「周防町のあそこに行ったら喫煙ブースがありますから、あそこだったら大丈夫です」という形で言えるようになると、もう少し喫煙者の立場に立った対応になるんじゃないかなと感じております。ただ、そこについては、まだきっちりした取り組みは進んでおりません。まず防止という部分から入って行って、喫煙者の立場に立った取り組みはまだまだ不十分だなと感じております。

(鬼追委員長)

私から1点お尋ねしたいのですが、通行人あるいは喫煙者に注意を促した場合に、何か反発があってトラブルそうになったとか、トラブルが起こったとか、そういうことはございませんでしょうか。

(心齋橋筋商店街振興組合事務局長)

やっぱりあります。あるんですけども、商売の鉄則というか、お客さんの立場に立つということを基本にしていけば、あまり上のほうから言うのではなくて、「すみません」と。お客さんが知らないということもありますから、まずお客さんにお願いするという気持ちで接していけば、よっぽど虫の居所の悪い人じゃない限り、高圧的には言われないうるんですね。こういったものをお客さんを巻き込んでやっていこうと思ったら、まずこちらから「申し訳ございません」「すみません」という一言をかけて対応していけば、ほとんどの人が「わかった、わかった」という形でやめていただけるという形になっていると思います。

(鬼追委員長)

よっぽどの人がいたというような報告はありませんでしたか。

(心齋橋筋商店街振興組合事務局長)

ないですね。

(鬼追委員長)

ほかの委員の皆様方、いかがでございましょうか。

(西田委員)

今、心齋橋筋商店街でのお取り組みとご苦労とかをお聞きしたわけですけども、例えば冒頭にご発言ございました、御堂筋が禁止になったのに、それ以上に人通りの多い心齋橋筋がなぜ禁止地区にならないんだというご意見がお客様からあったということなんですけれども、もし可能であれば心齋橋筋商店街が禁止地区に指定されたほうが商店街としてはいいとお考えなのか、とは言うものの、やはりお客様の立場がいろいろあるので、今のままでの運動を、それこそ息長く継続していくほうがいいとお考えなのか、そこらへんをお聞かせいただければと思います。

(心齋橋筋商店街振興組合事務局長)

初めは、おっしゃるように禁止地区になって、行政のほうから、あるいは法のほうから罰金を取ってというのが楽でええと思ったんですけども、いろんな方がおられるし、商店街の中にも自動

販売機等が2、3台あるんですね。それと、たばこを販売されているお店もある。それを考えた時に、まったく禁止地区となってしまうと、その部分もちょっとおかしいなど。

禁止地区にした以上は、喫煙場所の問題もきっちり整備しないとイケないし、罰金に対しての取り組みがきっちりできないとイケない。5万人もの人がいる中でそんなことができるのかと考えた時に、それは無理だななど。やはりマナー向上を辛抱強く訴えていって、お客さんも巻き込んだ取り組みにしていったほうが、お客さんにも理解してもらえるし、心齋橋の商店街はお客さんのことを思った取り組みをしているなあと思っていただけるのではないかと感じましたので、今では重点啓発地域の取り組みをさらにレベルアップしていくのが一番いい方法じゃないかなと感じています。

(坂口委員)

日頃の実験的な取り組み、ご苦労さまでございます。今、禁止地区というお話が出たんですが、あくまでもたばこのマナー向上啓発エリアということでございまして、これから大阪市の活動団体から広く公募して、選定された地域が向上エリアになっていこうかと思うんですけども、私は業界を代表しての委員ですので、禁止地区はなくして、マナー向上エリアという形で進んでいただけないかと思っております。

(鬼追委員長)

まさにその実践活動を続けていただいているわけですが、花嶋先生、ございませんか。

(花嶋委員)

我慢強く続けていくというお言葉に感銘を受けました。ほかにもキャッチセールスの防止とか自転車の乗り入れ防止とか美化のキャンペーンとかあると思いますが、その中でたばこについてのマナーアップを訴えるというのは、ほかのことに関しても影響が強いものなのではないでしょうか。それとも、例えば自転車禁止と言ったほうが皆さんのマナーの向上につながるのか。たばこのマナーアップというのがほかのこととどのような関係、位置にあるのか、もしおわかりになったら教えていただきたいなと思います。

(心齋橋筋商店街振興組合事務局長)

何が最優先かと言われると、ちょっと難しい部分があると思います。できれば二兎を追う者にな

らないように。我々がやっている取り組みは、ただポイ捨てが 100%よくなっただけじゃない。若い女性や年配の方は、キャッチセールスが怖くて行かれなかった。それを一掃する取り組みをやってきた。自転車乗り入れについても、自転車でお客さんに当てたりということが結構商店街でもありましたので、これもやめていく。また、各店舗ではみ出し陳列禁止とか、ビラを配るのもごみのもとになるから禁止。環境整備をしていこうと思ったら、やらないかんことはいっぱいあるんですね。それを一つ一つ、前よりはよくしていく取り組みをあわせてやっていかないと。少しずつ今言った課題が改善していく取り組みを続けていかないと、お客さんに支持される商店街にはならないんじゃないかなと思っています。その時に、同じレベルで単調にやるのではなくて、メリハリをつけた取り組みが必要だと思っています。

(西岡委員)

今回、重点的取り組みということで活動していただいております。この中で、商店街だけではできないいろんなものが出てきていると思います。今後、行政その他のところへ、「こういうことをお願いしたい」ということがもし商店街さんの中でお話が出ているのでしたら、少しお聞かせいただきたいと思います。

(心齋橋筋商店街振興組合事務局長)

いろんな問題点を抱えている商店街です。心齋橋は1日5万人の来街者がある。今でもお客さんは減っていない。それと、シャッターの閉まっているお店がない商店街ですから、本当の意味での危機感が逆にないんですね。要は、今のままでやって、ちょっと商売がしんどくなったらテナントさんに貸したらええやんと。テナントさんに貸したら安定な収入が入ってくる。それがここ20年ぐらいの間に随分増えましたので、いい意味での心齋橋らしさ、老舗があって、大阪らしさ、ミナミらしさがあるという部分が薄れてきているんですね。それに対して、各店舗の地主さん、オーナーさんが、今のままでええ、平々凡々にやっていったらええと。ところが、気がついたら、もう裸の王様に近い状態になっている。「何が心齋橋や」と思われている部分も多々出てきていると思うんですね。

こういう時期に、本来の意味の心齋橋らしさ、心齋橋の商店街が支持される商店街になっていこうと思ったら、老舗を守る取り組み、心齋橋にふさわしいテナントをちゃんと入れる取り組みといったものをあわせてやっていかないと、環境整備だけでは追いつかないと思いますね。そういった

取り組みもまちづくりの観点で今やりつつありますので、そういった部分で今後行政さんをお願いをしないといかん部分が出てくると思います。ある意味では、条例化、商売のやり方について制限をしないといかん部分もたぶん出てくると思います。

環境浄化が少し成果が出てきたら、次はまちの資産価値を上げていく取り組み、まちのブランドイメージを上げていく取り組みを、今後、商店街の店主さん、テナントさんと一緒にやっていかないといかんなと感じています。

(鬼追委員長)

ほかにご質問、ご意見ございませんでしょうか。なければ次に進みたいと思いますが、よろしゅうございますか。

それでは、事務局から「たばこ市民マナー向上エリア制度」の実施についてのご報告をお願いしたいと思います。

(事業部業務企画担当課長)

(「第11路上喫煙対策委員会資料」説明)

(鬼追委員長)

皆さん、何かご意見ございませんでしょうか。

(松本委員長代理)

1つ気がついたのですが、第1号様式で団体名を書くところと代表者名を書くところがあります。それはそれでよろしいのですが、団体のところに印鑑を押す欄があります。もちろん法人等には印鑑があるところもあるのですが、ここでいう団体は必ずしも法人である必要もないと思われまして、印鑑というのはあれば押せばよいというレベルのものだと考えてよろしいですか。

(事業部業務企画担当課長)

はい、そういうことでございます。そういう取り扱いにさせていただきます。

(西田委員)

これは、毎年1回募集をされるわけですか。

(事業部業務企画担当課長)

はい。今のところ、答申いただいた指針に沿いまして、21年度も20年度の結果を見ながらさらに拡大を進めていきたい。万一、どうも広がることがないということならやむを得ませんけれども、今はそういうふうを考えております。

(鬼追委員長)

ほかにいかがでしょうか。

よろしければ、次の議事に進みたいと思います。続きまして、路上喫煙禁止地区での取り組みの報告を事務局からお願いいたします。

(事業部業務企画担当課長)

(「第11回路上喫煙対策委員会資料・参考資料」説明)

(鬼追委員長)

今のご説明について、ご感想、ご意見、ご質問など、どうぞ。

最近のトラブル案件の現状はどうですか。

(事業部業務企画担当課長)

今ご報告させていただいた件以降、非常に重大なトラブルはないですけれども、やはり同じような状況。暴力事件になるようなものまではありません。

(花嶋委員)

参考資料3ページの一番下についている心齋橋筋商店街というのは、大阪市の調査が行われた結果の数字ですか。

(事業部業務企画担当課長)

はい、そうでございます。

(花嶋委員)

同じ調査方法で行って、こんなに低かったのかなというのがちょっと知りたかったものですから。ありがとうございました。

(松本委員長代理)

指導員の巡回・指導時の対応指針で意見がございますので、申し上げたいと思います。先ほどもご説明がありましたように、全体的には違反事例は減ってきているということで、これは大変喜ばしいことだと思います。しかし他方で最後に残った違反事例は、来外者であって条例が施行されていることをご存じないとか、そこが禁止地区であることをご存じないということで、つい吸ってしまったという方もいらっしゃるのですが、当初から予想されていたとおり、中には悪質な事例も含まれているのでしょうか。これに対してどう対応するかは、今後、真剣に考えざるを得ない問題だろうと思います。

悪質事例は、放置しておくといろいろ差し障りが生じるのではないかと想像されます。今日ご説明がありましたように、基本的には指導員個々人の指導スキルによってトラブルが回避されているようですが、それ自体は大事なことだろうと思うものの、そこにだけ寄りかかってしまうのも問題ではないでしょうか。大阪市では、対応指針、マニュアルを作成することで適正な対応をとりたいということとして、それも私は正しい対応であろうと思うのですが、若干気になることもございます。

11ページの最後の補記ですが、1番目で、過料処分は、行政上の義務違反なので、いわゆる刑罰ではないんだ、刑罰ほど重いものではないんだとされています。つまり、刑法上の犯罪を対象にしているわけではないのだから、行政上の義務違反は、刑法上の犯罪に比べると悪質性が低い。だから制裁も刑罰ほど厳しいものではないんだというふうに見えるわけであります。

ここに書いてあること自体はそのとおりだろうと思うのですが、一方でこれをあまり正面から認めてしまいますと、条例の実効性が落ちるのではないかと危惧するのです。同時に私が心配いたしますのは、指導員の士気が下がるのではないかとということです。そうでなくても個々人の指導スキルに寄りかかって対応しているにもかかわらず、その指導員の士気を鈍らせるようなのはど

うかなあということがちょっと気になるわけです。

同じく3番目のところで、「指導員は公務員であるので、公務執行妨害罪の客体となるが、あえて指針では言及していない」ということですが、私はむしろ、あえて指針で言及すべきじゃないかなあという感想を持っております。言及しない意味もわかるのですけれども、やはり悪質事例ですので、ここは毅然とした対応が必要ではないかと思えます。

過料処分に付される事案というのは、確かに必ずしもすべてがすべて悪質な事例であるとは思いません。先ほど申し上げたように、ついうっかりということもあるでしょうし、知らなかったということもあると思えますので、おとなしく過料処分を受ける人に対してまで、ことさら罪を責めたてるとは必要ないのかもしれないかもしれません。過料処分を受ければ、普通の人であれば、二度と御堂筋のような人の多いところで路上喫煙をしようとは思わないだろうと思えますので、義務違反であるということを相手が受け入れている場合にまで、あえて責めたてるとは必要はないと思うのですが、現場で違法行為が確認されている事案で、違法性を認識しながら、それを無視する人は悪質であります。ましてや逃走するとか、ひどい場合は指導員の制服のボタンをちぎってまで逃げるといったのは、公務執行妨害と言うべきでありまして、単なる条例違反行為に対する制裁ではなくて、公務執行妨害としての制裁を考えるべきなのではないかと思えます。

そういう意味では、悪質事例については公務執行妨害罪であることを相手に明示することが必要ではないかと思うと同時に、この点に関しては警察とも連携できるのではないかという気がいたします。条例違反行為について警察が乗り出すということは、大阪市も想定されてないでしょうし、警察のほうもそこまですることについては及び腰になるんじゃないかと想像できますけれども、公務執行妨害ということになれば、これは刑法上の犯罪でありますので、警察としても無視できないのではないかと思います。そこでの連携はあり得るんじゃないかと思えます。

違法行為を相手方が認識していながら、それを無視して、場合によっては有形力の行使にまで及ぶことが仮にあるとすれば、毅然とした対応をする必要があるわけで、もし放置すると、ごね得を助長することになりかねませんし、条例の実効性を喪失させてしまって、せっかくの条例の趣旨・目的が損なわれてしまう結果になりはしないかと危惧するわけです。それが遵法精神の喪失までつながるとすれば由々しき事態でありますので、この問題は、やはり真剣に重く受けとめるべきではないかと考えます。

(鬼追委員長)

今日の委員会で多少のご意見なり修正はあるとしても、この対応指針そのものは承認されると思いますが、その時に府警本部に何か働きかけをされるおつもりはありますか。「こういうことになったので、言うていったらすぐに行動を起こしてくださいよ」と。パトカーがワンワン鳴ってきたら、たとえ逃げても、それだけでも再発防止の効果が僕はあると思うんですけども、そういうことは何か考えていらっしゃるでしょうか。

(事業部業務企画担当課長)

府警本部や所轄の警察署とは、この間もずっとお話を密にさせていただいておまして、また「こういうふうにまとまりました」ということはお持ちして、ご協力をお願いさせていただきたいと思っております。

(鬼追委員長)

非常に難しい理屈の問題を含んでいると思いますけれど、すぐれて実務的な問題でもありますのでね。ここに警察に連絡をすると書いてありますね。その時にすぐにパトカーがやってきてくれば、大変効果はあるわけです。逮捕に至る、至らんば別といたしましてもね。そこところはよくご説明をいただいて、ご協力を願うのは大切なことかなあとと思います。今、松本委員からご指摘のあった点は、理屈の上でも難しい問題をはらんでいると思います。

もともとはマナーアップだということを言いながら、やれ公務執行妨害だ何だというのは、どこかそぐわない部分も一面においてはある。さりとて悪質なのをそのまま何もしないというのものがなものであると思いますので、結局は警察力にいろんな意味で頼る。すぐに身柄を持っていくとか逮捕するとかいうことまで期待しなくても、そこところが大事だと思うんですよ。

今の段階では、松本先生、大体こんなところでしょうか。今ご指摘のことを十分念頭に置きながら、やはりマナーアップに本来の目的があるんだということで、悪質事案がもっともっと多く報告されるとか、あるいは重大な不祥事が発生するとか、不祥事が発生してからでは遅いのでしょうかけれども、悪質事案が後を絶たない、むしろ増加傾向にあるということがこれから何カ月か先にありましたら、この指針ももう少し強めのところを出さなければいかん場合も出てくるかと思っておりますので、そのへんは毎回の委員会でご報告をいただく。もちろんご報告いただく前に、事務当局でもいろいろお考えになるとは思いますけれども、それをぜひお願いしたいと思います。

(花嶋委員)

11ページの最後の補記の3で「指導員は、公務員であるので、公務執行妨害罪の客体となるが、あえて指針では言及していない」とわざわざ書いてあるのですけれども、わざわざ書かなくてもいいんじゃないかなと。マナーから来ているので、そのへんのところはあるのでしょうか、わざわざここであえて書かなくてもいいのではないかなという気が私もいたしました。

(鬼追委員長)

事実上、5ぐらいのところを書いておられるんですよね。「公務執行妨害」という言葉は使っていないけど、5とか6というのはそういう意味じゃないですか。

(事業部業務企画担当課長)

まさにおっしゃるとおりで、いろいろと議論をいたしまして、5から6で公務執行妨害罪で告訴するかズバツと書くと、先ほど鬼追先生がおっしゃった実務的なレベルでの関係先との調整の中でも、確かに取り上げるけれども、公務執行妨害罪じゃなくて、例えば傷害罪とかがあると。公務執行妨害というのは公務員ならつきまとう話ですが、ほかにいくつか罪状がある時に、それでいくかどうかというのはまた別。ただ、我々としては、公務執行妨害罪という表現はむしろちらつかせておきたいので、意味がちょっと通りにくいかもしれませんが、あえて入れた。そんなこともありますよと。必ずそればかりではないけれどもというふうに、深くお読みいただけるとありがたいと思います。

(鬼追委員長)

かなり深読みを要するのですが、「あえて指針では言及していない」と言うことが言及していることになるんですよね。

いかがですか、皆さん。当面、この指針で運営していただいてということで、どうでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、この委員会で皆さん方のご了解を得たということで、先ほど申し上げましたように所轄と言いましても何署になるかわかりませんから、やはり本部だと思いますけれども、本部にはかたがた事前の連絡などを密にされて、とにかく複数対応ということはこの指針に出ていますから、片方が公務執行妨害的な行動に対して対応している時に、片方が携帯で連絡したら、すぐに最寄り

のパトカーが走ってきてくれたらいいんですわ。そしたら、別に公務執行妨害で逮捕しようとしまいと、そういうことを見聞きしている市民が、これはやっぱり悪質なことをやるとえらいことになるなあということを認識してくださればいいだろうと。さしずめ僕はそんな感想を持っているんです。だから、申し上げたいことは、警察との連絡を密にされる、要請をされるということだと思います。

(花嶋委員)

把握されているかどうかはわからないのですが、外国からの方で違反として捕まった方の数というのは、把握していらっしゃいますか。

(事業部業務企画担当課長)

データとしては、あることはあります。あきらかに外国人であるという方は、少なくともあります。

(鬼追委員長)

またお調べがつくようでしたら、次回にでもご報告いただければと思いますけど。

その他について、事務局からご報告なりご説明はございますでしょうか。

(事業部業務企画担当課長)

特にございません。

(鬼追委員長)

それでは、今後のスケジュールの問題に入らせていただいて、よろしいでしょうか。

(事業部業務企画担当課長)

先ほどちょっとご説明申し上げました、「たばこ市民マナー向上エリア制度」のチラシの裏側のスケジュールで進めたいと思いますので、次回を10月ごろに開いていただければと思っております。ちょっと先のことであるのと、申し込み状況もございますので、また日を改めまして日程調整をさせていただけるかと思っております。大体、今のところ10月ごろのイメージで考えております。

(鬼追委員長)

それでは、また事務局からご連絡があらうかと思いますが、その節はよろしくお願い申し上げます。

本日の議案は、これですべて終了いたしました。ほかに特にご発言がなければ、これで閉会したいと思います。よろしゅうございますか。

それでは、本日はこれで閉会とさせていただきます。

心齋橋筋商店街振興組合の平松事務局長さん、大変お忙しいところ、何度もおこしいただきまして恐縮でございました。また、いろいろ有益なお話、取り組みなどご紹介いただいて、ありがとうございました。皆さん、拍手で感謝の意を表してください。(拍手)

(事務局：環境局事業部路上喫煙対策担当課長代理)

本日は、鬼追委員長をはじめ委員の皆様方には、長時間にわたり、まことにありがとうございました。引き続き次回も、どうかよろしくお願いいたします。これで終了させていただきます。